

1日の計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1日当り)	地域区分別単価 ※5級地＝10.45円 原爆手帳	その他
第1段階	生活保護受給者	1	700	300	880	1,880	1,180	＋ 各種加算、医療費等
	市町村民税非課税世帯	2	773			1,953		
	で老齢基礎年金受給者	3	852			2,032		
	預貯金1,000万円以下の方	4	926			2,106		
	(夫婦合わせて2,000万円以下)	5	998			2,178		
第2段階	市町村民税非課税世帯	1	700	390	880	1,970	1,270	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	773			2,043		
	の合計額が80万円以下	3	852			2,122		
	預貯金650万円以下の方	4	926			2,196		
	(夫婦合わせて1,650万円以下)	5	998			2,268		
第3段階①	市町村民税非課税世帯	1	700	650	1,370	2,720	2,020	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	773			2,793		
	の合計額が120万円以下で	3	852			2,872		
	預貯550万円以下の方	4	926			2,946		
	(夫婦合わせて1,550万円以下)	5	998			3,018		
第3段階②	市町村民税非課税世帯	1	700	1,360	1,370	3,430	2,730	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	773			3,503		
	の合計額が120万円以上で	3	852			3,582		
	預貯500万円以下の方	4	926			3,656		
	(夫婦合わせて1,500万円以下)	5	998			3,728		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	700	1,445	2,066	4,211	3,511	＋ 各種加算、医療費等
	(上記以外の方)	2	773			4,284		
		3	852			4,363		
		4	926			4,437		
		5	998			4,509		

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。 ・(食費内訳)朝食481円、昼食482円、夕食482円
(注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。
ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。

1ヶ月の概算(30日で計算)

月(30日)計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1月当り)	原爆手帳	
第1段階	生活保護受給者	1	21,005	9,000	26,400	56,405	35,400	＋ 各種加算、医療費等
	市町村民税非課税世帯	2	23,199			58,599		
	で老齢基礎年金受給者	3	25,550			60,950		
	預貯金1,000万円以下の方	4	27,776			63,176		
	(夫婦合わせて2,000万円以下)	5	29,939			65,339		
第2段階	市町村民税非課税世帯	1	21,005	11,700	26,400	59,105	38,100	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			61,299		
	の合計額が80万円以下	3	25,550			63,650		
	預貯金650万円以下の方	4	27,776			65,876		
	(夫婦合わせて1,650万円以下)	5	29,939			68,039		
第3段階①	市町村民税非課税世帯	1	21,005	19,500	41,100	81,605	60,600	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			83,799		
	の合計額が120万円以下で	3	25,550			86,150		
	預貯550万円以下の方	4	27,776			88,376		
	(夫婦合わせて1,550万円以下)	5	29,939			90,539		
第3段階②	市町村民税非課税世帯	1	21,005	40,800	41,100	102,905	81,900	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			105,099		
	の合計額が120万円以上で	3	25,550			107,450		
	預貯500万円以下の方	4	27,776			109,676		
	(夫婦合わせて1,500万円以下)	5	29,939			111,839		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	21,005	43,350	61,980	126,335	105,330	＋ 各種加算、医療費等
	(上記以外の方)	2	23,199			128,529		
		3	25,550			130,880		
		4	27,776			133,106		
		5	29,939			135,269		

(特養 矢野) 利用料金表(2割負担) ※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

地域区分別単価 ※5級地＝10.45円

			(介護保険)	(実費)					
1日の計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	1,400	1,445	2,066	4,911	3,511	+	各種加算、医療費等
		2	1,547			5,058			
		3	1,703			5,214			
		4	1,852			5,363			
		5	1,996			5,507			

			(介護保険)	(実費)					
月(30日)計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1月当り)	原爆手帳		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	42,009	43,350	61,980	147,339	105,330	+	各種加算、医療費等
		2	46,398			151,728			
		3	51,101			156,431			
		4	55,552			160,882			
		5	59,879			165,209			

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。・(食費内訳)朝食481円、昼食482円、夕食482円

(注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。

ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。

(特養 矢野) 利用料金表(3割負担) ※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

地域区分別単価 ※5級地＝10.45円

			(介護保険)	(実費)				
1日の計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	1,985	1,445	2,066	5,496	3,511	＋ 各種加算、医療費等
		2	2,192			5,703		
		3	2,415			5,926		
		4	2,625			6,136		
		5	2,829			6,340		

月(30日)計算			要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1日当り)	原爆手帳	+ 各種加算、医療費等
第4段階	市町村民税課税世帯	1	59,560	43,350	61,980	164,890	105,330		
		2	65,772			171,102			
		3	72,441			177,771			
		4	78,744			184,074			
		5	84,864			190,194			

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。・(食費内訳)朝食481円、昼食482円、夕食482円

(注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。

ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。